

6月9日(月)に

令和7年度町民税・県民税(個人住民税)の 税額決定・納税通知書を発送します

『令和7年度町民税・県民税納税通知書』を6月9日(月)に発送します。なお、個人住民税を「給与からの特別徴収」の方法で納めていただく方については、勤務先から『特別徴収税額の決定通知書』をお受け取りください。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221 (内線1130~1133)】

〔個人住民税の納税義務者〕

個人住民税は、その年の賦課期日(令和7年度は令和7年1月1日)現在の住所地で、前年(令和6年)の所得等に基づいて課税されます。

〔個人住民税の税額〕

税額は、「均等割」と「所得割」の合計額です。

(均等割)

年額5,000円

(町民税3,000円+県民税1,000円+森林環境税1,000円)

(所得割)

○一般的な税率(総合課税)

10種類の所得のうち、利子・配当・不動産・事業・給与・山林・譲渡(分離課税分を除く)・一時・雑所得に係る税率は、10%(町民税6%+県民税4%)です。

所得金額から所得控除の合計額を差し引いた「課税所得金額」に、税率を掛けて計算されます。

所得割の計算方法

課税所得金額(所得金額-所得控除額)×10%
- 税額控除額=所得割額

○特別な税率(分離課税)

土地・建物・株式等の譲渡所得等は、ほかの所得と区別して特別な税率を使用します。

(例) 土地・建物などの譲渡所得の場合

- ・長期(所有期間5年超) 5%
- ・短期(所有期間5年以下) 9% など

〔個人住民税の納税方法〕

個人住民税の納税方法は、「普通徴収」、「給与からの特別徴収」、および「公的年金からの特別徴収」があります。その方の年齢や所得状況により、この3つの納税方法が組み合わせられることもあります。また、就職や退職、税額変更などの理由により年度途中で納税方法が変更になる場合もあります。

■普通徴収

通常6月に町から通知書が送付され、4回の納期に分けて個人で納めていただきます。

(令和7年度の普通徴収の納期限)

【第1期】 6月30日(月)

【第2期】 9月1日(月)

【第3期】 10月31日(金)

【第4期】 1月5日(月)

■給与からの特別徴収

給与支払者(事業主)が、従業員の個人住民税を毎月(6月から翌年5月までの12回)の給与から徴収し、従業員に代わって市町村に納めていただきます。ただし、退職などの理由により年度途中で給与の支払を受けなくなった時は、再就職先で引き続いて特別徴収ができる場合や退職時に残りの税額を一括して会社に支払った場合を除き、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

■公的年金からの特別徴収

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた方であって、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上(当該年度の4月1日現在)の方の公的年金等の所得から計算された個人住民税を、特別徴収の対象年金から徴収して、納税義務者に代わって市町村に納めていただきます。公的年金からの特別徴収が停止(中止)された場合は、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

令和7年度(令和6年分)課税(非課税)証明書・所得証明書の発行について

【発行開始日】6月9日(月)

手数料：1通につき150円

【発行できる場所】

全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機(キオスク端末)または税務課(1階⑫窓口)で発行できます。

コンビニ交付サービスについては、町ホームページをご確認ください。(https://www.town.kamisato.saitama.jp/6325.htm)

窓口での取得の場合は以下をご確認ください。

【証明書を発行できる方】

令和7年1月1日現在、上里町に住所があった方で、町に課税資料がある方(※)

※町に課税資料がない方は、申告をしていただく必要があります。税額の決定には、最長で2か月程度かかり、すぐに証明書を発行できない場合もありますのでご了承ください。なお、前年中所得のなかった方や、家族の扶養になっている方も申告は必要です(申告により課税が発生しない場合は、証明書は即日発行できます)。

【本人確認について】

申請者(窓口に来られた方)の本人確認を実施していますので、申請の際は本人確認ができる書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・パスポート等)をお持ちください。また、代理人が交付請求する場合は、代理人自身を確認できるもの(本人確認と同じ)と、証明を必要とする本人(委任者)が署名した「委任状」が必要になります(同居の家族の方が申請する場合は「委任状」は不要です)。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1130~1133)】

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆6月の開庁日 【休日】(午前8時30分～正午) 6月8日(日)

【夜間】(午後8時まで) 6月25日(水)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

※休日・夜間開庁では、各種証明書は発行できません。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121~1126)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

町県民税第1期の納期限は

6月30日(月)です。

税金のお納めには便利な□座振替をご利用ください。

□座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。

記帳説明会の開催について

【対象者】新規に開業した方(事業所得者、農業所得者、不動産所得者)

【日時】6月23日(月)、午前10時～11時30分・午後2時～3時30分
6月24日(火)、午前10時～11時30分・午後2時～3時30分

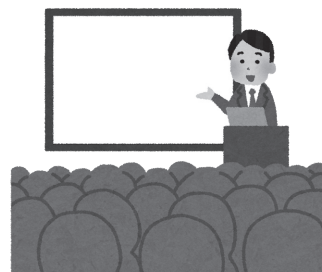
【場所】本庄税務署2階会議室

【定員】各20名(事前申込制)

【申込方法】下記問合せ先に電話申込

【受付時間】午前8時30分～午後5時

【問合せ】本庄税務署 個人課税部門【☎22-2114】



国税局や税務署で「税のスペシャリスト」として働く 税務職員(国家公務員)を募集します

■受験資格

- ①令和7年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方および令和8年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの方
- ②人事院が上記①に掲げる者に準ずると認める方

■試験の程度…高等学校卒業程度

■申込方法等《インターネット申込み》

次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○受付期間…6月13日(金)の午前9時～25日(水)[受信有効]



▲人事院インターネット申込

■試験日

○第1次試験日…9月7日(日)

○第2次試験日…10月15日(水)～10月24日(金)のうち、第1次試験合格通知書で指定する日時



▲国税庁HP

■合格者発表日

○第1次合格者…10月9日(木)

○第2次合格者…11月18日(火)

■問合せ

○インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課【☎03-3581-5311(内線2333)】

午前9時～午後5時(土・日曜日および祝日等の休日は除く)

○上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係【☎048-600-3111(内線2097)】

午前9時～午後5時(土・日曜日および祝日等の休日は除く)



戦没者等のご遺族の皆様へ ～第12回特別弔慰金が支給されます～

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

◆支給対象者

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容

額面275,000円、5年間償還の記名国債

◆請求期間

令和10年3月31日まで

◆請求窓口・問合せ先

町民福祉課社会福祉係【☎35-1224】



町長コラム

山下 博一



81

◎「子どもの交通安全」は家庭から

新緑の下を駆け抜けていく小さな体に、真新しいランドセルがまぶしい季節となりました。その姿に目を細めつつも、気になるデータがあります。

警察庁の分析によると、4月から6月にかけて、歩行中の小学生の交通事故が増えているそうです。年齢別では新しい環境に慣れ始めることで親の手元を離れ、行動範囲が広がる時期である1・2年生にあたる7歳が多く、特に下校時に事故が多いとのこと。

埼玉県では5月に、下校中の小学生の列に車が飛び込む事故がありました。また、大阪市で7人の児童が、故意にはねられた事件は記憶に新しいところで、道路は危険がいっぱいです。春になると、道路交通環境に慣れない新入学児童等が道路を利用します。車を運転されるドライバーの皆さま、子どもたちを見守っていただき「おもいやり運転」をお願いいたします。

また、子どもの交通安全は、日常の家庭生活において考えることが大切です。毎日、子どもとふれあっている保護者の皆さまは、交通安全の良き指導者です。家庭内で交通安全教育を実施し、「家族全員で子どもを交通事故から守る」という自覚を持ち、交通ルールを順守し、交通事故に遭わないように気を付けましょう。

【習慣にしましょう「4つの約束」】

- ①止まる
道路を渡る前に、必ず止まりましょう
- ②見る
飛び出しは大変危険です。右・左の安全をよく見て確かめましょう
- ③待つ
右・左の信号が赤になっても、前の信号が青になるまで待ちましょう
- ④確かめる
渡るときは、もう一度、車やバイクが来ないか確かめましょう

交通安全啓蒙活動 **子どもを交通事故から守るために**

小学生歩行者の交通事故の特徴

低学年(1・2年生) (令和3年～令和5年)
が半数近く！

5～6月にかけて急増！
学校生活に慣れてきた頃も、注意が必要！

1人で歩くことに慣れていない低学年は、特に注意が必要！

事故原因の最多は **飛び出し！**

14時～18時に多発！

下校後の時間帯は児童の注意や地域の見守りが手厚になりがちです。出かける前に声掛けをお願いします！

見通しの悪い交差点や建物の出入口付近での飛び出し、歩行中、停車中の車の直前直後、歩道の端に注意が必要です！

小学校周辺の交通事故発生状況

二次元コードスキャンすると、お子様が通う小学校周辺の交通事故発生状況がわかります！

イメージ例：浦和警察署管内
さいたま市立高砂小学校

小学校1・2年生の行動範囲は、学校や公園など自宅近くが中心
⇒自宅から1km以内で交通事故が多く発生！

そこで、保護者の皆様をお願いします！（画面に映く）

▶【出典：埼玉県警察ホームページ】

こむぎっちに聞いてみよう おしえて!ゼロカーボンのこと!! ゼロカーボンへの取組 ～事業所編…『株式会社エルテクノ』～

問合せ
くらし安全課生活環境係
【☎35-1226】



株式会社エルテクノはどんな会社なの?



上里町で10年前からソフトスチーム加工(低温加工)という特殊な特許手法で、野菜・肉・魚を調理加工した製品の製造販売に関する事業を展開しています。経営理念は「最高の美味しい食材を社会に提供する」ことであり、廃棄(規格外)される食材を優先的に加工食品に転換し、環境に配慮した取り組みを通じて社会・地域に貢献しています。



▲株式会社エルテクノ(天神農園)

株式会社エルテクノは、地域野菜の廃棄ロス削減等の取組が評価され、令和6年度 彩の国埼玉環境大賞優秀賞を受賞しました



ゼロカーボンへの取組はどんなことをしているの?



環境負荷の少ない農法(有機農法等)に取り組む生産者のさまざまな要望を受けて、有機JAS認定を受けた当社工場で特殊なソフトスチーム加工(美味しさを創出する低温加工)後、飲料、スープ、ペースト、ベビーフードとして再生加工する環境負荷低減事業に取り組んでいます。



今後はどのような取組をしていくの?



当社は県内でも数少ない「有機JAS認定工場」です。有機農業に取り組む県内農家が増える中で、今後も有機栽培農家から規格外野菜を再利用した「オリジナル受託加工製品」を増やしていきたいと考えています。

6月は環境月間!みんなで環境のことを考えよう!

6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」が「環境の日」を定めています。

また、環境省の呼びかけにより、6月の1か月間を「環境月間」とし、全国でさまざまな活動が行われています。環境月間をきっかけに、環境保全の大切さについて認識を深め、私たち一人ひとりの生活を見つめ直してみましょう。

問合せ…くらし安全課生活環境係【☎35-1226】

ごみゼロつうしん



令和7年4月のごみの量は…

家庭系ごみ(可燃・不燃・有害・粗大)

排出量 606.5 t

【ひとり1日あたり約665g】

埼玉県内のひとり1日あたりのごみの排出量は約513gです。(令和4年度)

～減らす・分別・再利用を心がけましょう～

前月と比べて
128gの増量
です



問合せ…くらし安全課生活環境係【☎35-1226】

『令和7年埼玉県春のごみゼロウィーク』実施中です!

県では、プラスチックごみの削減およびプラスチックのリサイクルを促進するため、『令和7年埼玉県春のごみゼロウィーク』を実施しています。プラスチックごみを出さないことに加え、リサイクルしやすいように分別するなど、プラスチックごみを減らすライフスタイルを実践しましょう。

～ 飲食料缶の出し方について ～

4月から、「飲料用缶」に加え、「食料用缶」が新たに資源物として回収できるようになり、缶の回収量も増えています。缶の出し方は、『中身を空にして、水ですすぐ』です。ごみ出しのルールを守り、収集所をキレイに使いましょう。皆さまのご協力をお願いします。